鳥羽市景観計画について

建設課まちづくり整備室 🏠 25 1175

市では、令和3年4月1日より、鳥羽市景観計画を発効しており、発効から1年が経過しました。今回は「令 和3年度にどのような届け出があったのか」や「どんな時に届け出が必要なのか」「この場合、届け出がいるのか」 について、みなさんにお伝えしたいと思います。

令和3年度における届け出の状況

- ・令和3年度景観計画に基づく届出件数は11件で、建物などの建築物が3件、工作物が8件でした。
- ・届け出のうち、建築物は、住宅が2件、店舗が1件。工作物は、太陽光発電が4件、携帯電話基地局が3件、 屋外避難階段が1件でした(件数は、2月末日現在)。

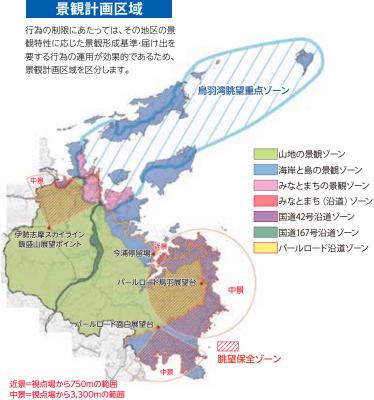
どんな時に届け出が必要なの?

- ・鳥羽市景観計画では、市全体を景観計画区域 と定め、地区に応じた魅力ある景観形成に取り 組むため、景観計画区域内に7つのゾーンを設 定しています(図1)。
- ・届け出が必要となるのは、例えば建築物や工作 物においては、原則、高さ 10 mを超えるもの または建築面積500㎡を超えるものが基準と なっています(建築物や工作物以外でも、届け 出が必要な場合があります)。なお、基準外で あっても、原則、全ての行為において届け出が 必要となるゾーンがあります(図2)。

(図2)景観届出基準



(図1) 景観計画区域のゾーニング



これって、届け出は必要なの?

Q: 更地に家を新築したいと考えています。図2によると、高さや建築面積が同じでも、ゾーンによって届出基準が 異なっているとのことです。例えば、家を建てる土地が「海岸と島の景観ゾーン」と「パールロード沿道ゾーン」 の両方にまたがっている場合、どちらのゾーンと捉えたらいいのですか?

A:右記(例) のとおり、建物の配置にかかわらず 「パールロード沿道ゾーン」が適用されるため、どちらの場合も 全て届け出が必要となります。

くわしくは、市ホームページを確認いただくか、建 設課まちづくり整備室まで問い合わせてください。



鳥羽市景観計画について

